

事務連絡

平成4年7月1日

各金融団体担当役員 殿

大蔵省銀行局

銀行課長 福田 誠

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリング
の防止に関する留意事項について

「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止について」
(平成4年7月1日付蔵銀第1283号) 通達の具体的な取扱いを下記のとおり
定めることとしたので、貴傘下金融機関に周知徹底方、よろしくお取り計ら
い願いたい。

なお、平成2年6月28日付事務連絡「麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー
・ローンダリングの防止に関する留意事項について」は、廃止する。

記

1. 本人確認

(1) 本人確認の方法

口座の開設又は貸金庫の貸与、保護預り若しくは信託取引の開始に当た

っての本人確認は次のイ又はロいずれかの方法によるものとする。

イ 書類等による確認

(イ) 顧客が個人の場合

- ①運転免許証
- ②旅券(パスポート)
- ③住民票の写
- ④住民票の記載事項証明書
- ⑤転出証明書
- ⑥印鑑証明書
- ⑦各種健康保険証
- ⑧各種年金手帳
- ⑨各種福祉手帳
- ⑩外国人登録証明書・外国人登録済証明書
- ⑪国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- ⑫社会保険料の領収証書
- ⑬学生証及び社員証等の身分証明書のうち従来の取引関係等から見て
本人確認を行う上で確実なもの

(ロ) 顧客が法人の場合

- ①登記簿謄本・抄本
- ②印鑑証明書
- ③定款・寄付行為・規則・規約の写
- ④国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

なお、本人確認書類のうち、有効期限の定めのあるものについては
有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては原則として

確認日前6ヶ月以内に作成されたものに限ることとし、本人確認書類に住所が明記されていないものについては、身分証明書の発行者、身分証明書番号等の本人確認に参考となる事項を記録し保存しておくものとする。

ロ 書類等以外による確認

- (イ) キャッシュカード等を届出のあった住所に簡易書留扱いで郵送した場合で、当該郵便物が返戻されなかった者
- (ロ) 渉外担当者等が訪問し、住所、氏名等を確認した者
- (ハ) 金融機関の店舗の近隣に居住している等、面識がある者

(2) 大口現金取引

次に掲げる取引のうち、他国との間において行う取引又は外国通貨若しくは旅行小切手の両替取引であって一取引当たり500万円相当額を超える取引については上記(1)のイ又はロに基づき取引の都度本人確認を行うものとし、その他の取引にあつては3,000万円以上の取引について同様の本人確認を行うものとする。

なお、流通業者等業務の性格上現金取引を行う機会が多い者であつて、金融機関との間で定期的に「大口現金取引」が発生する者については、取引開始時等に本人確認が行われていることを条件に本人確認を省略することができるものとする。

イ 現金による取引

- (イ) 現金による入金又は払出し
- (ロ) 現金による振込
- (ハ) 現金による自己宛小切手・旅行小切手の作成

ロ 持参人払小切手（自己宛小切手を含み、線引のないものに限る。以下

同じ。）による取引

- (イ) 持参人払小切手の現金支払
- (ロ) 持参人払小切手による振込
- (ハ) 持参人払小切手による自己宛小切手・旅行小切手の作成

ハ その他

- (イ) 現金・持参人払小切手等による外国通貨の売買
- (ロ) 旅行小切手の買取による現金の支払
- (ハ) 両替（（イ）に該当する場合を除く。）
- (ホ) 債券等の売買、償還
- (ヘ) 金地金及び金貨の現物取引

(3) 本人確認書

上記(1)、(2)により本人確認を行うものとし、本人確認書に確認書類等を表示し、確認者が押印するものとする。確認ができなかったものについては、確認未済である旨表示するものとする。

2. 報告

各金融機関の当局への報告は、別紙様式によるものとする。

年 月 日

金融機関名 _____

本人確認未済報告

(年度 半期分)

	(A)	(B)	(A)
	本人確認未済件数	本人確認件数	(A) + (B)
口座の開設	件	件	%
貸金庫の貸与			
保護預り			
信託取引			
大口現金取引 (うち他国との取引)	()	()	()
(うち外国通貨 の両替取引)	()	()	()
合 計			

麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止に関する
留意事項について

平 4.7.1 勤企発10号
大蔵省銀行局中小金融課長・労働省
労政局勤労者福祉部企画課長発
全国労働金庫協会専務理事宛

〔 内容は同上 〕

(注) 本報告は、半期の件数をとりまとめて半期終了後2ヶ月以内に提出すること。